調達管理番号・案件名
26a00564_ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月8日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	契約履行期間	業務実施期間について、RDでは2026年12月～2029　　年11月の36か月となっているのに対して、説明書の契約履行期間は2026年12月～2030年1月の37か月となっている。どちらを「正」として提案すればよいか。 企画競争説明書p.1　1.(4)契約履行期間(予定)及び p.23　3.(4)事業実施期間	・RDに記載の「Duration of the Project」はプロジェクト実施期間を示しています。 ・またRD上のプロジェクト期間は最初に渡航した時から36か月となっております。契約期間については、契約後すぐに渡航 できないことが一般的であることから、プロジェクト実施期間をカバーすること、またプロジェクト終了後に報告書作成等を行うことを想定し1か月ほど多く設けております。
2	10	第3条 2. (4)循環経済国家行動計画(NAPCE)及び環境保護法との整合性の確保、 第4条 2.(1)プロジェクトの活動に関する業務	本業務の内容として、「本プロジェクトでは、提案する循 環経済モデル及び制度改善策について、政策・法令との整合性を確保し、制度運用上の課題、実施体制のボトルネック及び関係機関間の調整状況等を分析したうえで実効性の高い提案を行うこと。また、調査、データ収集、パイロット活動及び制度提言の実施に当たっては、関連法令・規制及び関係機関の権限範囲を十分に踏まえること。」とあり(p10)、また「循環経済国家行動計画や現法令をレビュー・分析する。」(p13)との記載がありますが、これらの業務には、弁護士法の非弁行為に抵触する業務は含まない理解で相違ないでしょうか。	・ご理解の通りです。本業務における法令等のレビュー・分析は、循環経済モデル及び制度改善策を検討するための政策・制度面からの調査・分析を目的とするものであり、非弁行為に抵触する業務を求めるものではありません。なお、JICA技術プロジェクトは、日本側の受注者のみが行う業務ではなく、ベトナム側の本プロジェクト実施機関と共同で行うものです。ベトナムにおける制度及び法令に関する具体的な検討については、ベトナム側関係機関と協議しながら進めることとなります。
3	10	本業務に係る実施方針及び留意事項	第3条2.(3)によれば「パイロット事業」は、2品目について実施すると解されるが、第6条及び第3章4.(4)定額計上で「2回」と記されているのは、各品目について「1回」という計上をしているのか。	・ご理解の通りです。
4	10	本業務に係る実施方針及び留意事項	第3条2.(3)の「パイロット事業」について、事業の中で現地での(役務等の)調達などを実施することは可能か。	・契約金額の範囲であれば可能です(C/Pと協議の上で現地再委託等ご検討ください)。
5	13	本業務に係る事項	企画競争説明書第4条2.(1)に列記される業務のうち、③成果3についてCE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームは、活動3-2で設計、活動3-3試行運用するとされているが、システム開発を想定しているのか、業務終了後、改めて調達を実施し本格導入するのか、どのような完成度を想定しているかを説明いただきたい。	・　ベトナムでは廃棄物関連のデータベースが例えばNational Stastic Office をはじめ複数存在し、データの収集が困難な状況にあるため、C/Pからは情報の一元化を要請されています。 ・情報連携・データ共有プラットフォームについては、 Circular EconomyHub(https://vietnamcirculareconomy.vn/?lang=en)等の関連プラットフォームが存在する一方、ベトナム側からは新たなプラットフォーム整備への期待も示されています。しかしながら、本プロジェクトでは新規システム開発を前提としているものではありません。 ・そのため、活動3-2及び活動3-3では、まず既存プラットフォームや既存データベースの活用可能性を検討した上で、必要な情報連携・データ共有の仕組みを設計し、その試行運用を行うことを想定しています。 ・本プロジェクトでは、情報連携・データ共有の仕組みの設計及び試行運用を通じた有効性の検証であり、業務終了時点で大規模な本格システムを完成・導入することを必ずしも想定しているものではありません。

6	14	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2)本邦研修・招へい および 「4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について」	「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2)本邦研修・招へい」(p.14-15)において、本邦研修・招へいを合計 2回実施すると想定されています。 また、「4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について」(p.35-36)では、上記の本邦研修に加えて、第三国研修に係る定額計上も予定されています。第三国研修の定額金額に含まれる範囲として、「第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務のとおり。」と記載がありますが、該当記載が見当たらないので、ご確認いただけますか。 本業務において、本邦研修2回、第三国研修1回の合計3回の国外研修を実施すると想定すればよろしいでしょうか。	・ 該当記載の漏れについて失礼しました。研修については、配布資料R/Dに記載のとおり議論しております。 ・ 第三国研修(約一週間程度、数名、ASEAN国)の可能性も踏まえつつ、C/Pと協議の上で本邦研修2回、第三国研修1回の検討をお願いします。 「R/D Annex2 MAIN POINTS DISCUSSED 4. Other points discussed (4) Number oftraining visits The discussion proposes two training visits to Japan 10 participants each, 8-9 days), with an alternative of three visits if strongly requested. lSPAE prioritizes three Japan visits, while JICA suggests a mixed option two Japan visits and one visit with fewer participants in Japan or ASEAN countries such as Thailand, Malaysia, or Singapore), noting Thailand's relevance to the End-of-Life (ELV) vehicle project.」
7	20	第6条 再委託 3 パイロット活動	本プロジェクトではCEモデルを構築する対象として2品目程度を提案することとされています。また、特定した廃棄物種別についてパイロット事業として試行する旨が記載されています。一方で、第6条のパイロット活動の数量は「2回」とされています。この2回については、選定された各優先廃棄物種別に対して1回ずつ実施する想定との理解でよろしいでしょうか。	・ ご理解の通りです。
8	33	業務量目途と業務従事者構成案	配布資料として共有されたR/D Annex 3では投入としてManufacturing Process Engineerが合意されてい る。このエンジニアに期待されるのは、一般的な製造業のエンジニアリング技術知見か、またはリサイクル後回収した資源を基にした製造技術に関する技術知見か、いずれを期待しているか。	・ Manufacturing Process Engineerには、一般的な製 造技術そのものよりも、対象製品・物質の循環利用に向けたマテリアルフローやリサイクルプロセスを検討・分析できる技術者を期待しています。 ・具体的には、ベトナム国内の回収資源の流れや利用先、バリューチェーン上の課題や機会を整理し、資源循環システムの構築に必要な技術的助言を行う役割を想定しています。

以上